

会津若松地方広域市町村圏整備組合環境センター 沼平第3最終処分場の維持管理に関する計画

1 地下水の基準値

別紙-1

2 放流水の基準値

別紙-2

3 維持管理に関する項目

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令

項 目	根拠条文	管 理 の 方 法
廃棄物の飛散及び流出防止	第1条第2項第1号	<ul style="list-style-type: none"> 山砂等の覆土材で即日覆土により飛散、流出を防止する。 重機による転圧、締固めを行う。
悪臭防止	第1条第2項第2号	<ul style="list-style-type: none"> 山砂等の覆土材で即日覆土により悪臭の発散を防止する。 重機による転圧、締固めを行う。
火災防止	第1条第2項第3号	<ul style="list-style-type: none"> 消火設備（消防ホースによる散水）の定期的な点検を実施する。
害虫発生防止	第1条第2項第4号	<ul style="list-style-type: none"> 山砂等の覆土材で即日覆土により害虫の発生を防止する。 重機による転圧、締固めを行う。
立ち入り防止	第2条第2項第2号イ	<ul style="list-style-type: none"> 出入口は、監視カメラによる監視を行う。 退出時は、出入口の施錠を行う。 囲いは、定期的に点検を実施する。
表示板	第1条第2項第6号	<ul style="list-style-type: none"> 表示板の見通しを確保する。 汚損、破損した場合は補修・復旧を行う。 表示内容に変更が生じた場合は速やかに書き換える。
擁壁等の点検	第1条第2項第7号	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁部の目視による日常点検を実施する。 地震・台風等の異常事態の直後には臨時点検を実施する。
遮水工の点検管理	第1条第2項第8号及び第9号	<ul style="list-style-type: none"> 遮水シートの露出部については、目視による日常点検を実施する。 埋立物内の遮水シートについては、漏水検知システム及び地下水のモニタリング設備により対応する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 漏水検知システム：電気式の漏水感知システムの監視 (2) 地下水モニタリング設備：電気伝導度及びpHの常時監視 埋立物が直接遮水シートに触れないように山砂等による保護を底面は50cm、法面は約30cm実施する。 重機によるシートの破損がないように細心の注意を払い埋立作業を実施する。
地下水の水質検査	第1条第2項第10号及び第11号	<ul style="list-style-type: none"> 地下水の水質検査を行う。別紙 1 地下水の検査結果において、異常が認められた場合、原因を調査し、必要な措置を講ずる。

項 目	根拠条文	管 理 の 方 法
浸出水処理施設の維持管理	第1条第2項 第14号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水基準に十分適合するよう維持管理に努める。 ・ 浸出水処理施設及び埋立地に各々職員が勤務とし、夜間、祝祭日における緊急時は警備保障の連絡により担当者が対応する。 ・ 浸出水処理施設の機能を定期的に点検し、損壊、機能不良、薬剤不足等がある場合補修、改良、補充等の必要な措置を講ずる。 ・ 放流水の水質検査を行う。別紙 2 ・ 放流水に異常が発見された場合、ただちに放流を中止し、その原因を究明する。 ・ 夜間、祝祭日における緊急時の対応は放流を停止できる自動停止装置で対応する。
導入管の凍結防止	第1条第2項 第14号の2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浸出水の流入状況を定期的に点検する。 ・ 異常が認められた場合は、速やかに必要な措置を講ずる。
開渠等の清掃	第1条第2項 第15号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開渠の管理は、職員が土砂等を随時除去し良好な状態を維持する。
ガス抜き管	第1条第2項 第16号	<ul style="list-style-type: none"> ・ ガス抜き管を設置する。 ・ 埋立進行に伴いガス抜き管が閉塞されないよう管理する。
埋立終了時の措置	第1条第2項 第17号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立終了後は、1 mの最終覆土を実施する。
残余容量の測定	第1条第2項 第19号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 残余の埋め立て容量について、1回/年測定し、記録する。
維持管理記録の保存	第1条第2項 第20号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立物の種類及び数量、放流水検査記録、地下水水質検査記録、遮水工改修記録を処分場廃止まで保存する。
処分場閉鎖時の措置	第1条第2項 第18号	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立物の飛散、流出、浸出水による水質汚染及び火災について将来にわたり措置を講ずる必要がないことを確認する。

項	目	基準値	測定頻度
1	アルキル水銀化合物	不検出	年1回
2	総水銀	0.0005 mg/ℓ	〃
3	カドミウム	0.003 mg/ℓ	〃
4	鉛	0.01 mg/ℓ	〃
5	六価クロム	0.02 mg/ℓ	〃
6	砒素	0.01 mg/ℓ	〃
7	全シアン	不検出	〃
8	PCB	不検出	〃
9	トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ	〃
10	テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ	〃
11	ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ	〃
12	四塩化炭素	0.002 mg/ℓ	〃
13	1・2-ジクロロエタン	0.004 mg/ℓ	〃
14	1・1-ジクロロエチレン	0.1 mg/ℓ	〃
15	1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ	〃
16	1・1・1-トリクロロエタン	1 mg/ℓ	〃
17	1・1・2-トリクロロエタン	0.006 mg/ℓ	〃
18	1・3-ジクロロプロペン	0.002 mg/ℓ	〃
19	チウラム	0.006 mg/ℓ	〃
20	シマジン	0.003 mg/ℓ	〃
21	チオベンカルブ	0.02 mg/ℓ	〃
22	ベンゼン	0.01 mg/ℓ	〃
23	セレン	0.01 mg/ℓ	〃
24	1・4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ	〃
25	クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/ℓ	〃
26	ダイオキシン類	1 pg-TEQ以下	〃
27	電気伝導率 (単位 ; μ S/cm)	—	月1回
28	塩化物イオン濃度 (単位 ; mg/ℓ)	—	〃

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法によるものとする。

「不検出」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。

項	目	基準値	測定頻度
1	水素イオン濃度	5.8～8.6	月1回
2	生物化学的酸素要求量	3 mg/l	〃
3	化学的酸素要求量	10 mg/l	〃
4	浮遊物質量	5 mg/l	〃
5	大腸菌群数	100 個/cm ³ 以下	〃
6	カドミウム及びその化合物	0.01 mg/l	年2回
7	シアン化合物	不検出	〃
8	鉛及びその化合物	0.05 mg/l	〃
9	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.0005 mg/l	〃
10	アルキル水銀化合物	不検出	年1回
11	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（鉱油類含有量）	1 mg/l	〃
12	ノルマルヘキサン抽出物質含有量（動植物油脂類含有量）	5 mg/l	〃
13	フェノール類含有量	0.5 mg/l	〃
14	銅含有量	1 mg/l	〃
15	亜鉛含有量	2 mg/l	〃
16	溶解性鉄含有量	5 mg/l	〃
17	溶解性マンガン含有量	5 mg/l	〃
18	クロム含有量	1 mg/l	〃
19	ふつ素及びその化合物	0.8 mg/l	〃
20	窒素含有量	10 mg/l	月1回
21	リン含有量	1 mg/l	年1回
22	有機リン化合物	不検出	〃
23	六価クロム化合物	0.05 mg/l	〃
24	砒素及びその化合物	0.01 mg/l	〃
25	P C B	不検出	〃
26	トリクロロエチレン	0.03 mg/l	〃
27	テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	〃
28	ジクロロメタン	0.02 mg/l	〃
29	四塩化炭素	0.002 mg/l	〃
30	1・2-ジクロロエタン	0.004 mg/l	〃
31	1・1-ジクロロエチレン	0.02 mg/l	〃
32	1・2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	〃
33	1・1・1-トリクロロエタン	0.3 mg/l	〃
34	1・1・2-トリクロロエタン	0.006 mg/l	〃
35	1・3-ジクロロプロペン	0.002 mg/l	〃
36	チウラム	0.006 mg/l	〃
37	シマジン	0.003 mg/l	〃
38	チオベンカルブ	0.02 mg/l	〃
39	ベンゼン	0.01 mg/l	〃
40	セレン及びその化合物	0.01 mg/l	〃
41	1・4-ジオキサン	0.05 mg/l	〃
42	ほう素及びその化合物	1 mg/l	〃
43	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	10 mg/l	〃
44	ダイオキシン類	10 pg-TEQ以下	〃

備考 この表に掲げる数値の検定方法は、環境大臣が定める排水基準に係る検定方法によるものとする。

「不検出」とは、当該検査方法の定量限界を下回ることをいう。